

事業名	移住・定住・交流推進支援事業	
根拠法令等	移住・定住・交流推進支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地方が都市住民などを受け入れる移住や定住の推進・交流人口の増加等につながる地域交流の推進により地域を活性化することを目的とする。
	補助対象	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
	事業内容 (補助メニュー)	<p>(ア) 一般事業 NPO・ボランティア団体・各種協議会・商工会議所等もしくは市町村等が自主的・主体的に実施する、移住・定住・交流の推進を図る事業に係る報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料等に対して助成する。</p> <p>(イ) 人生100年時代のスポーツによるいきいき健康づくり支援事業 市町村等が自主的・主体的に実施する、スポーツによる住民の健康増進や健康寿命の延伸を目的として移住・定住・交流の推進を図る事業に係る報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料等に対して助成する。</p> <p>なお、(イ)については、以下の事項を行う必要がある。 ①議会の議決又はこれに相当する議会の手続きを経て、スポーツによる住民の健康増進を目的とした宣言を行っていること ②当該宣言又は宣言に基づく実施計画、スポーツ振興計画等において、健康づくりに関する数値目標を設定するとともに、住民の健康づくりを目的として重点的に取り組むスポーツ種目を5種以内で設定すること ③上記②により設定した全てのスポーツ種目について、事業開始年度から5年後に住民の健康づくり向上に係る数値目標を設定すること ④上記②により設定したスポーツ種目の中から、この助成を受ける種目を選定すること</p>
	補助率	(一財) 地域活性化センター 助成率：10/10以下(1件につき上限2,000千円)
担当課 及び 連絡先	ぐんま暮らし・外国人材活躍推進課 移住促進係 027-226-2371	
実績	<p>(ア) ・平成24年度 南牧村 ・平成25年度 みなかみ町 ・平成26年度 桐生市 ・平成27年度 藤岡市 ・平成28年度 嬬恋村、高山村 ・平成29年度 下仁田町 ・平成30年度 中之条町 ・令和元年度 嬬恋村 ・令和2年度 なし ・令和3年度 なし ・令和4年度 みなかみ町 ・令和5年度 なし</p> <p>(イ) なし</p>	

事業名	商店街よろず相談アドバイザー派遣事業	58
根拠法令等	令和5年度 商店街よろず相談アドバイザー派遣事業 申込みの手引	
制度の概要	目的	全国商店街支援センターの全ての事業の窓口となり、要望に応じた支援策の検討を行う。
	補助対象	商店街振興組合、商店街の事業協同組合、法人格を持たない商店街組織、複数の商店街を取りまとめている連合体組織（商店街連合会、商店会連盟等）
	内容	<p>商店街からのアドバイザー派遣要請に応じて、商店街等に専門家を派遣し、商店街の課題解決やイベント事業などについて商店街の活性化を図るための相談やアドバイス支援を行う。派遣する専門家は、一般公募による商店街の専門家「商店街よろず相談アドバイザー」として、支援センターに登録。</p> <p>商店街よろず相談アドバイザーからは、商店街の活性化に関する次のアドバイスを受けることができる。</p> <p>(1) 商店街活性化のための一般相談及びアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化に係る課題の抽出 ・上記検討のための現状分析 ・課題の特定と商店街活性化に向けた取組と具体策 <p>(2) 活性化の企画等のアドバイス</p> <p>① 活性化策等の策定に係るアドバイス 例) 街並み・景観形成、空き店舗対策（空き店舗活用、チャレンジショップ、テナントミックスなど）</p> <p>② イベント等集客力向上に係るアドバイス 例) 各種イベント、広告・宣伝、共同売出し</p> <p>③ その他、活性化に係るアドバイス 例) 顧客の管理事業（ポイントカード事業、スタンプ事業など）、共同宅配サービス、インバウンド・観光対応、キャッシュレス対応</p> <p>※上記①～③に係る次の事項については、本事業ではなく他の支援事業を案内する可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画づくりの方法（事業内容等） ・事業計画の具体的な進め方 ・事業計画実行上の留意点 ・実施体制づくり ・資金計画、その他の諸問題について <p>○派遣上限 1 商店街につき年間3回 ※アドバイスは半日（3～4時間）又は1日（5～7時間）単位で実施。 ※リモートアドバイスの場合は、1回2時間まで。</p> <p>○料金 無料</p>
補助率	—	
担当課 及び 連絡先	【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061	
実績		

事業名		トータルプラン作成支援事業/ キックオフ！コース・実践コース・ブラッシュアップコース	59
根拠法令等		トータルプラン作成支援事業公募要領	
制度の概要	目的	新型コロナウイルスの影響により商環境が大きく変化し、商店街の売上減少に歯止めが掛からない中で売上回復等につながる取組みを考える。	
	補助対象	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業等	
	内容	<p>(1) キックオフ！コース 実践コースへの入口となるコース。 支援パートナーのアドバイスのもと、ワークショップを通じて商店街のことを話し合うことで、今後の取組みを考えるきっかけをつくります。</p> <p>(2) 実践コース 支援パートナーのサポートのもと、ワークショップ形式で商店街の現状や強みを活かして取り組むべきことを話し合う本事業の基本コース。</p> <p>(3) ブラッシュアップコース（調査） 実践コースで考え出した取組みやプランの実行性をより高めるためのコース。商店街自らがニーズやプランの実施規模等について調査と集計を行う。</p> <p>(4) ブラッシュアップコース（体制づくり） プランの実行に向けて、具体的な役割分担や実行体制の在り方等を検討し、商店街組織の実行体制づくりを行う。</p>	
	補助率	－	
担当課 及び 連絡先	【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061		
実績			

事業名	商人塾支援事業	60
根拠法令等	商人塾支援事業公募要領	
制度の概要	目的	地域の課題・ニーズ等商店街を取りまく現況の把握、商店街活性化のための実践的なノウハウの習得、商人として必要な企業家精神・個店魅力アップのための研修等を実施する「商人塾」の開催を支援する。この「商人塾」を通じて、活性化に向けて必要な知識・スキルを有する商店街人材と若手後継者等の「次世代のリーダー」を発掘・育成するとともに、受講者ならびに地域の商店街間等のネットワークを構築することを目的とする。
	補助対象	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、商店街連合会、協同組合、一般社団法人、NPO 法人等商店街支援組織等
	内容	実施機関は、商店街が抱える課題や問題を明確にし、それらを解決し得る担い手となるような次世代リーダーを育成するための企画を支援センターに提案。商人塾の実施を通じて、塾生は次世代リーダーとしての資質を高めるとともに、塾生間ならびに商店街間のネットワークの構築を目指す。 ○契約形態：業務委託契約 ○委託料：上限 1,320 千円（税込）
	補助率	－
担当課及び連絡先	【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061	
実績		

事業名	繁盛店づくり支援事業	61
根拠法令等	繁盛店づくり支援事業公募要領 商環境変化対応パッケージコース	
制度の概要	目的	個店の集客力や販売力を高め、魅力ある店（繁盛店）造りを促進し、個店の繁盛が商店街全体の繁栄に繋がるような仕組みづくりを支援する。商店街の実状に合わせて、「1日実践コース」、「実践コース」、「事業承継・創業後サポートコース」、「商環境変化対応コース・コラボレーション」「商環境変化対応コース（ギフト・情報発信・ファサード）」がある。
	補助対象	繁盛店づくりに取り組みたいと考えている商店街等。 ※1 「商店街」または「継続的に活動している商店街に相当する団体」であること。（振興組合、協同組合、任意の商店街組織、商工会、商工会議所等） ※2 応募者が会社法に規定する会社（株式会社、合名・合資・合同会社）ではないこと。 ※3 担当者は商店街または商工会議所等の支援機関であること。

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>1. 「1日実践コース」（研修日数1日 臨店研修対象2～3店舗） はじめて「繁盛店づくり支援事業」を受講する商店街が対象になり、お客様目線の店舗改善が手軽に取り組めることや改善の継続が重要であることを学ぶ。繁盛店づくりがどのようなものかを実践し、他のコースへの足がかりとする。</p> <p>2. 「実践コース」（研修日数4日 臨店研修対象2～5店舗） 原則として、「1日実践コース」または「ステップアップコース」を受講した商店街を対象とし、4か月程度をかけて全4回の研修で改善手法等を共有し、商店街全体への波及と繁盛店づくりの継続を目的とする。受講期によって、1期目から4期目まで受講可能。</p> <p>3. 「事業承継・創業後サポートコース」（研修日数3日 臨店研修対象2～3店舗） 事業承継や創業後概ね3年程度の店舗を含む商店街、またはその地域の支援機関を対象とし、事業承継や創業後の店舗づくりの安定化を図る。3か月程度をかけて全3回の研修で、商店街における仲間づくりのきっかけとするとともに、商店街活動の助走となるような方向性も検討する。</p> <p>4. 「商環境変化対応コース」 〈コラボレーション〉 （研修日数1日×4回 公開臨店研修対象2～5店舗） 〈ギフト・情報発信・ファサード：集中型〉 （研修日数1日×3回 公開臨店研修対象2～3店舗） 〈ギフト・情報発信・ファサード：通常型〉 （研修日数1日×4回 公開臨店研修対象3～5店舗） 新型コロナウイルス感染症の拡大等による商環境の劇的な変化の影響を受けた商店街を対象に、個店や商店街相互の連携や販促活動等によって、個店の売上回復を目指す繁盛店づくり研修、研修の成果を効果的、継続的にするための取組み（トライアル）を計画、実行する3つのステップで支援機関や商店街等に専門家を派遣し、支援する。</p>
<p>補助率</p>	<p>—</p>
<p>担当課 及び 連絡先</p>	<p>【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061</p>
<p>実績</p>	

事業名	トータルプラン作成支援事業／地域商店街活性化法認定支援事業コース	62
根拠法令等	地域商店街活性化法認定サポートコース公募要領 地域商店街活性化法認定フォローアップコース公募要領	
制度の概要	目的	「地域商店街活性化法」の認定を目指す商店街の事業計画作成等を支援する。
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域商店街活性化法認定サポート 地域商店街活性化法を活用した、商店街の活性化のための事業を検討、計画している商店街 ◆地域商店街活性化法認定フォローアップ 地域商店街活性化法の認定を受けており、事業計画の期間内の商店街
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域商店街活性化法認定サポート 法認定を目指す商店街に対し、専門家(支援パートナー)を派遣して、申請に必要な「商店街活性化計画」作成をサポートする。(7回(最大9回)) ◆地域商店街活性化法認定フォローアップ 法認定を受けた商店街に対し、支援パートナーを派遣して、認定事業の変更申請などをサポートする。(7回)
	補助率	—
担当課 及び 連絡先	【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061	
実績		

事業名	トライアル実行支援事業	63
根拠法令等	トライアル実行支援事業公募要領	
制度の概要	目的	ビジョン及び計画をもった支援機関や商店街等が、それに基づいて考え出した、売上や来街客増加等の活性化に繋がる取組み（トライアル）について、自立して実行できるよう支援する。
	補助対象	商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街組織、商工会議所、商工会、商店街あるいは商店街の構成員が出資・設立した民間企業等 ※その他条件あり
	内容	1. 2つのコースによる支援 実施計画作成から成果共有まで、2つのステップにより支援する。 (1) ステップ1 計画づくり ・支援パートナーの派遣 企画に基づいて実行性・継続性の高い「実施計画書」を作成します。 (2) ステップ2 実行 ・支援パートナーの派遣 計画の実行、進捗管理、成果測定、共有会の開催、報告書作成などを支援する。 ・経費の支援 トライアルの実行に係る経費を上限77万円（税込）まで、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を別途、原則上限2万2千円（税込）まで支援センターが負担する。
	補助率	—
担当課 及び 連絡先	【問い合わせ先】 株式会社全国商店街支援センター 電話 03-6228-3061	
実績		

事業名	コミュニティ助成事業（活力ある地域づくり助成事業）	64
根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的とする。
	補助対象	・市町村 ・広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会等
	事業内容 (補助メニュー)	○地域資源活用 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。 ○広域連携推進 複数の助成対象団体が共同して、広域的な連携を目的として実施するソフト事業。
	補助率	(一財)自治総合センター 10/10 (2,000千円上限)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 地域資源活用助成事業 1件 ・平成27年度 地域資源活用助成事業 2件 ・平成29年度 地域資源活用助成事業 2件 	

事業名		地域イベント助成事業	65		
根拠法令等		地域イベント助成事業実施要綱			
制度の概要	目的	コミュニティが主体となって実施する創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献するイベントに対して助成することで地域社会の活性化を図ることを目的とする。			
	補助対象	市町村			
	事業内容 (補助メニュー)	<p>コミュニティが主体で実施する創意と工夫にとみ、地域の活性化に貢献するイベントへの市町村の補助に対して助成する。</p> <p>具体的には、市町村が関与し、以下の6点に該当し、地域の活性化に大いに貢献すると認められるイベントに対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが、自主的、主体的に企画実施している。 ・コミュニティが、目的を持ち、長期的展望にたって企画している。 ・地域特性、地域資源を有効に活用している。 ・内容が創意と工夫に富んでいる。 ・助成による十分な事業効果が見込まれる。 ・多くの参加者が見込める魅力あるものとなるようなイベント名を設定している。 			
	補助率	(一財) 地域活性化センター 10/10以下(1件につき上限1,000千円)			
担当課 及び 連絡先	介護高齢課 企画・介護保険係 027-226-2561				
実績	<table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村
<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度 下仁田町 ・平成3年度 吾妻町②、片品村 ・平成5年度 渋川市、榛名町 ・平成7年度 大胡町、万場町 ・平成9年度 藤岡市 ・平成11年度 館林市 ・平成13年度 尾島町 ・平成15年度 榛名町(取下げ) ・平成17年度 上野村、月夜野町 ・平成19年度 みどり市 ・平成21年度 長野原町 ・平成23年度 板倉町 ・平成26年度～平成28年度 なし ・平成30年度 みなかみ町 ・令和2年度 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年度 鬼石町②、尾島町② ・平成4年度 新治村・笠懸町 ・平成6年度 安中市 ・平成8年度 新治村② ・平成10年度 上野村 ・平成12年度 月夜野町 ・平成14年度 上野村 ・平成16年度 (佐)東村 ・平成18年度 前橋市、昭和村 ・平成20年度 片品村 ・平成22年度 みなかみ町 ・平成25年度 桐生市 ・平成29年度 下仁田町 ・令和元年度 下仁田町 ・令和3年度 嬭恋村 				

事業名	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	66
根拠法令等	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱	
制度の概要	目的	<p>「地方創生」にあたり、地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。</p> <p>「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。</p>
	補助対象	市町村 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
	事業内容 (補助メニュー)	<p>助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。</p> <p>①助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること</p> <p>②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること</p> <p>③他に国の補助金の交付を受けていないこと</p>
	補助率	一財) 地域活性化センター 10 / 10 以下 (2,000 千円上限、一部 1,500 千円上限)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	・平成28年度 前橋市 ・平成29年度 中之条町	

事業名		地域づくり団体活動支援事業	67
根拠法令等		地域づくり団体活動支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりを支援することを目的とする。	
	補助対象	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち（一財）地域活性化センターの賛助会員である団体	
	事業内容（補助メニュー）	補助対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業に係る謝金及び旅費に対して助成する。	
	補助率	地域づくり団体全国協議会 10/10以下（1件につき上限150千円）	
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 群馬県地域づくり協議会 ・平成22年度 中之条町経済活性化プロジェクト山里テーマパーク部会 群馬県地域づくり協議会 ・平成23年度 塚本実行委員会 群馬県地域づくり協議会 ・平成24年度 赤城塾 時をつむぐ会 ・平成25年度 渋川まちづくり市民会議 殖蓮地区自然環境を守る会 2015年の公共交通をつくる会 群馬県地域づくり協議会 ・平成26年度 NPO法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット ・平成27年度 清里まちづくり協議会 NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・平成28年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 NPO法人桐生おはなしの学校 榛名まちづくりネット （一社）上野村産業情報センター 群馬県地域づくり協議会 ・平成29年度 NPO法人 Annaka ひだまりマルシェ 群馬県地域づくり協議会 ・平成30年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 群馬県地域づくり協議会 ・令和2年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 ・令和4年度 NPO法人街・建築・文化再生集団 		

事業名		地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	68
根拠法令等		地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体の資金調達を支援することを目的とする。	
	補助対象	地域づくり団体全国協議会登録団体のうち（一財）地域活性化センターの賛助会員である団体	
	事業内容（補助メニュー）	<p>補助対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業（目標金額が300千円以上のもの）に係る以下の経費に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー招聘費 ・広報費 ・返礼品経費 ・支払手数料 	
	補助率	地域づくり団体全国協議会 100%以下（1件につき目標金額の25%又は250千円のいずれか低い額を上限）	
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績			

事業名		コミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）	69
根拠法令等		コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行うことにより、地域の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。	
	補助対象	市町村 （事業実施主体：市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織）	
	内容	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	
	補助率	（一財）自治総合センター 10/10以内（300千円から1,000千円）	
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績		平成27年度 2件 1,500千円	

事業名		官民連携関連施策	70
根拠法令等		都市再生特別措置法等	
制度の概要	目的	まちづくりの新たな担い手として民間主体の役割が拡大しつつある一方で、行政の財政状況はひっ迫しつつあるため、民間による自主的な取組の公的な側面に着目し、こうした取組を促進することで、にぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減を図ることを目的とする。	
	対象	<p>(1)都市再生推進法人 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社 (県内：公益財団法人前橋市まちづくり公社(前橋市))</p> <p>(2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)</p> <p>a)道路占用許可の特例 地方公共団体、地方公共団体を含む協議会等、地方公共団体から支援を受けている者</p> <p>b)河川敷地占用許可 地方公共団体、営業活動を行う事業者等</p> <p>c)都市利便増進協定 土地の所有者、借地権等を有する者、建築物の所有者、都市再生推進法人</p> <p>d)都市再生(整備)歩行者経路協定 土地の所有者、借地権等を有する者</p>	
	事業内容	<p>(1)都市再生推進法人 まちづくり会社やNPO法人等に公的な位置付けを与えることで、優良なまちづくりの担い手の積極的な活用を図る。</p> <p><支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携まちなか再生推進事業の活用 ・エリアマネジメント融資(無利子貸付)や民都機構による資金拠出等の財政及び金融支援 ・ウォークアブル推進税制等の税制特例 ・都市再生整備計画やの提案や都市利便増進協定への参画が可能となる 等 <p>(2)都市再生整備計画・滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域) 従来からの市町村が実施する交付対象事業だけでなく、民間主体によるまちづくりの取り組みについても計画に位置付けることで、官民連携のまちづくりを総合的に推進することができる。また、都市再生整備計画の中に滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)を位置づけることで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す。</p> <p><支援制度></p> <p>a)道路占用許可の特例 まちなかウォークアブル創出等に資する場合に、広告塔、オープンカフェ、サイクルポート等について、道路占用許可の基準が緩和される。</p> <p>b)河川敷地占用許可 まちなかウォークアブル創出等に資する場合に、広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による河川敷地の占用が認められる。</p> <p>c)都市利便増進協定 まちなかウォークアブルや憩いの空間を創出する広場等について、居住環境にも資するよう、地域住民が自主的な整備・管理を行うための協定制度。</p> <p>d)都市再生(整備)歩行者経路協定 関係者が協力して管理する通路等について、歩行者の利便性、安全性の向上を図るために整備・管理等に関する協定を締結できる制度。 等</p> <p><予算制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携まちなか再生推進事業 ・まちなかウォークアブル推進事業 <p>詳細については以下の国土交通省HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</p>	
担当課及び連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3661		
実績	平成25年度～高崎市：道路占用許可の特例 (オープンカフェおよびサイクルポートの設置) 令和2年度～前橋市：道路占用許可の特例、都市利便増進協定 (オープンカフェおよび公共空間の管理や運営)		

事業名	ニューツーリズム創出支援事業【新規】	71
根拠法令等	ニューツーリズム創出支援事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	従来の観光スタイルから脱却し、「新たな観光スタイル」を創出するため、地域の関係者が一体となって行う取組に対して支援を行う。
	補助対象等	次の構成員で組織される協議会、実行委員会、コンソーシアム等で以下の要件を満たすもの（以下「共同事業体」という） ※既存・新設は問わない 【構成員】 ①市町村 ②登録DMO ③観光協会 ④商工会議所 ⑤商工会 ⑥旅館組合 ⑦NPO法人 ⑧その他知事が特に必要と認める団体 【要件】 ①共同事業体の代表者等を定め、連携する団体間で協定書等が整備されていること ②明確な会計経理を行い、事業を適正に執行できること ③共同事業体の代表者は群馬県内に主たる事務所を有すること
	事業内容	共同事業体が取り組む、以下の要件を満たすソフト事業又はソフト事業とハード事業を組み合わせた事業。 【要件】 ①新たな観光スタイルの創出に資する事業であること ②ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、事業効果の十分な向上が見込まれるものであること（総事業費のハード事業経費の割合は5割以下を目安とする） ③以下のいずれにも該当しないこと ・国等の他の補助金が活用可能な事業 ・従前から実施されている継続事業と同一と認められる事業 ・当該年度の3月10日までに事業完了が見込めない事業 【事業例】 ◆新たな付加価値を上げるための取組 ◆観光需要の平準化を促進するための取組 ◆ワーケーションや長期滞在型旅行に対応するための取組 ◆観光のデジタル化を推進するための取組 ◆ユニバーサルツーリズムを推進するための取組 ◆ペットツーリズムを推進するための取組 ※上記はあくまでも事業例であり、上記事業が必ず採択されることを保証するものではありません。新たな観光スタイルを創出する取組を広く募集します。 ※ユニバーサルツーリズムを推進するための取組及びペットツーリズムを促進するための取組を優先的に採択します。
	補助率	補助率 補助対象経費の1/2以内 補助上限額 10,000千円 補助下限額 1,000千円
担当課及び連絡先	観光魅力創出課 国内誘客係 027-226-3386	
実績	R3年度 4件 R4年度 4件	